

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市地球温暖化対策推進会議		
事務局 (担当課)	ゼロカーボン推進課 電話042-769-8240 (直通)		
開催日時	令和4年10月24日(月) 午後2時00分から4時00分		
開催場所	現地会場とオンライン (Zoom) の併用開催 (相模原市役所 本館2階 第1特別会議室)		
出席者	委員	10人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	7人 (脱炭素社会・資源循環推進担当部長、ゼロカーボン推進課長、他5人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
<u>議 題</u>	1 開会 2 議題 相模原市地球温暖化対策推進条例の改正、および答申案について 3 その他		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 開会

定足数の確認の上、開会した。

2 議題

田中会長の進行により議事が進められた。

相模原市地球温暖化対策推進条例の改正、および答申案について

相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について、「資料1 審議会における意見に対する対応表」、「資料2 新旧対照表(市地球温暖化対策推進条例)」を基に、その内容が事務局から説明された。

(田中会長)

はじめに、前々回の推進会議後に甲斐田委員から意見を頂いた件が回答されなかったことについて、「資料1 審議会における意見に対する対応表」にて事務局で整理を行い、今回改めて事務局から回答があった。そのことについて意見はあるか。

(甲斐田委員)

今回の資料にて丁寧に扱って頂いた。その上で、資料には担当部署に意見を伝えるとあるが、それだけでは心もとない。事務局として担当部署へ強く働きかけを行ってほしい。

(田中会長)

生ごみ対策においては、ごみを減らすことと資源として有効活用とすることは、廃棄物行政として重要な課題である。また、緑化については市街地や空き地内の緑化開発は、地域の都市環境の保全整備であると同時に、地球温暖化対策としても重要な課題である。これらは計画や施策の段階で反映していくことが必要であるので、事務局は認識してください。

(長谷川委員)

コンポスト以上に効果的な「ミニキエーロ」とはどのようなものか。

(甲斐田委員)

国立市が積極的に取り入れているもので、講習会等に参加した市民に対し、500円で提供しているもの。コンポストよりも堆肥化までの時間が早い。庭へ直接置くものからベランダなどの省スペースで使えるものも出ている。価格もそれほど高価ではない。

(田中会長)

資料1の8、第2条第2項において「施策または取組」と並列で記載されてはどうか、という意見については事務局はどのように整理したか。

(事務局)

前段の緩和策ではその他の地球温暖化防止を図るための政策として、後段の適応策では気候変動適応のための政策として、両方とも「取組」として統一している。また、緩和策と適応策のどちらにも「その他」という表現があり、この「その他」の行為の中に、実は普及啓発が含まれている。

(田中会長)

藤倉委員の意見について、今の説明のとおりであると認識は確認されたということの良いか。

(事務局)

確認している。

(田中会長)

承知した。藤倉委員の意見について補足すると、第2条第2項において、最初に排出量の給与削減及び吸収量評価、その他温暖化防止を図る「取組」があり、その温暖化の防止を図るための「取組」が、温暖化防止の普及啓発となっている。それを受けて質疑が始まり、後段では気候変動による影響の防止及び低減の気候変動適応、「その他」生活の安定、社会経済の健全な発展の中で普及啓発の「取組」があるというのが事務局の解釈と認識した。

つまり、この「その他」の部分に広く普及啓発が含まれるというのが事務局の解釈である。確認すべき点として、緩和策には「その他の」とあり、適応策には「その他」とある。「の」が入るか入らないかで意味が異なる可能性があるので、事務局は総務法制課に確認すること。

(前山委員)

第1条において、本条例の適用者が市民と事業者になっているが、例えば相模原市に在勤在学者といった、市民ではない方は適用が除外されるのか。例えば町田市では同様の条例において在勤在学者も適用している。

(事務局)

条文、条例の構造上は、レジャーや仕事で一時的に滞在する人や、市外から通学する学生は対象外となり、一義的には市民と事業者のみが該当する。

(甲斐田委員)

資料1にある意見に対し、担当部署に意見を伝えるとあるが、その結果はどのように報告されるのか。

(増田委員)

本日の議題は条例についてを扱うべきであり、甲斐田委員のご指摘はより具体的な実行計画の見直しにあたるため、実行計画の改正時に取り扱うべきものと思われる。

相模原市地球温暖化対策推進条例の答申案について、「資料3. 地球温暖化対策条例の改正について（答申案）」を基に、その内容が事務局から説明された。

(田中会長)

答申の校正として、大項目1は条例改正の基本的な考え方であり、最後には条例名称の変更について検討が望まれることについてが述べられている。また大項目2からは改正内容の骨子であり、変更の趣旨でまとめている。

答申文案としてはこの文章の形で出して、市はこれを受けて、条例本文の規定を検討する、という作りになっている。

(田渕委員)

答申案にある地球温暖化対策の定義について、気候変動による被害を最小限にするという意味での「適応」という言葉に対比する言葉として、太陽光パネルを設置する等の「緩和」がある。今回、「適応」という言葉が出てきたことにより、「緩和」が弱くなってしまっている印象を受け危惧している。「緩和」も条例に組み込まれているという理解で良いか。

(事務局)

この条例の構造上、「緩和」や「緩和策」という言葉は使用していない。気候変動適応法の定義として、括弧書きを使って『(以下、気候変動適用)』と定義していることにより、指摘のような印象を持たれたと思われるが、温室効果ガスの排出量、排出の抑制及び吸収作用の保全及び強化というものが、「緩和」や「緩和策」を意味する言葉として使用している。

(田渕委員)

それであれば、答申(2)にある地球温暖化対策の箇所において「適応」のことしか書かれていないので、「緩和」も記載するのが良いのではないか。

(田中会長)

今回の議題である条例や答申においては事務局の回答の通りとして、計画において改めて取り扱うものとする。

温室効果ガスの削減と吸収することを「緩和策」の構成となるのだが、「緩和」というのは気候変動或いは温暖化を緩和するを指す。つまり気温上昇することを抑えることを「緩和」という。地球温暖化で地球の平均気温の上昇を

緩和するということになり、「緩和策」というのは温室効果ガスの削減、という関係になる。

同様に、気候変動の「適応」というのは、温暖化が進む気候変動が生じることによって影響に順応していくを「適応」という意味合いになる。

条例上では「緩和策」「適応策」と対比していないが、温室効果ガスの排出量の削減等が「緩和策」であり、気候変動適応と記載されたものが「適応策」を指している。これら二つの分野で両方を押さえている。

(田淵委員)

意味として含まれていると承知した。

(事務局)

資料1の13にある、答申案の基本的な考え方の表現が少し弱いのではないかと、強く表現してもいいのではないかという意見について、表現を改めている。

また、14の条例名称の変更についても併せて検討している。

(増田副会長)

「温暖化対策」という言葉では弱いと感じている。「気候危機」や「気候崩壊」、広報さがみはらでも「時代は脱炭素」といった強いキーワードが使われている。時代に合わせた言葉を使っていくことが大切である。

(田中会長)

答申内容についていくつか表現上の微調整を指摘する。地球温暖化対策の定義について、条例にある本文をそのまま記載して良い。

また基本理念にある、「地域特性に基づく気候変動の影響への適応策」という記載について、「気候変動適応」という表現から膨らみのある表現になっている。ここだけ「適応策」と「策」が付いていることは表現を検討した方が良い。定義にある「気候変動適応」については、条例の定義に合わせるならば「地域地域特性に基づく気候変動適用の施策」や、「気候変動適応に取り組むとともに」といった表現も検討の余地がある。

答申(12)(13)において、見出しが「適応策」にしているが、「適応」に係る規定とした方が適切である。答申書にページ番号を記載する。

(田淵委員)

条例の名称変更は大事であると考えます。我々のような環境に関する者であれば、「地球温暖化対策」と「気候変動対策」は同義であることは理解できるが、市民の方により意識してもらうためには、名称変更することで気付きに繋がるメリットがある。名称変更は市の実務として負担が大きいものなのか。

(事務局)

実務上の負担は気にされるご心配は不要で、必要か否かという点において、会長をはじめ委員の皆様より意見を頂いているので確認を進めていきたい。

(田中会長)

名称変更は、条例の一部改正という範疇に収まるかどうか、総務法制課と協議して頂きたい。

(田中会長)

答申文と条例の改正案の表記については、事務局と会長にご一任頂きたいと思うがよろしいか。

(委員)

(異議の発言なし)

(田中会長)

まだ一部調整の事項はあるが、今日、審議した内容を元に答申をさせて頂く。今後のスケジュールについて説明してください。

(事務局)

1 2月議会で、環境経済部会があり市議会議員に説明を行う。その後、一か月間パブリックコメントを実施、3月議会に上程し承認頂く予定。

相模原市地球温暖化対策推進会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田中 充	法政大学 名誉教授	会 長	出席
2	藤倉 まなみ	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授		欠席
3	安藤 義和	神奈川中央交通東(株)相模原営業所 所長		欠席
4	前山 善憲	一般社団法人相模原市商店連合会 副理事長		出席
5	布施 昭愛	相模原商工会議所 理事 事務局長		欠席
6	竹内 信義	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社 次長		出席
7	香川 健	東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店 支店長		出席
8	長谷川 兌	相模原市自治会連合会 理事		出席
9	木村 郁子	さがみはら消費者の会		出席
10	井上 義郎	さがみはら津久井森林組合 副組合長		出席
11	増田 和美	さがみはら地球温暖化対策協議会	副会長	出席
12	甲斐田 博高	公募委員		出席
13	田淵 透	公募委員		出席